



発行：NPO 法人岡崎がくどうの会

【TEL&FAX】0564-32-0325

【E-Mail】okazakigakudou@yahoo.co.jp

岡崎がくどうの会は、学童保育の施策の拡充を求めて、岡崎市に定期的に「提言および要望書」を提出し、回答を得ています。今年度は、2023年2月1日付で市に提出しました。

市からは、2023年2月6日付で市長名にて回答を得ました。市の回答をもとに市議会議員との懇談を行うなど、今後の活動に役立てていきます。ここに「提言および要望書」とその回答の全文を掲載いたします。 【事務局長：平岩葉介】

「岡崎市の学童保育の充実を求める提言および要望について」 と「岡崎市からの回答」

学童保育は、国の施策上も子育て支援の重要な柱となり、働く保護者にとって欠かせない事業として、認知されるようになってきました。2022年5月1日、岡崎市では47小学校区に対して、公立38か所（株式会社に事業運営を委託）と民間13か所（NPO法人や学校法人や株式会社が運営）を合わせて、51か所の学童保育所（放課後児童クラブ）が設置・運営されています。学童保育を利用する児童数は、小学1年生～6年生をあわせて、3,180人（昨年比76人増）となっています。

岡崎市の学童保育は、共働きやひとり親家庭など、放課後や学校休業日に保護者が家庭にいない子どもたちが安全にたのしく生活できるように、そして保護者が安心して働けるようにとのねがいから、保護者同士が協力しあって、民家などの生活スペースを確保し、指導員を雇用して、保護者会運営として1976年に誕生しました。

1998年に学童保育が児童福祉法に明記され、公設公営の学童保育である児童育成センターが設置されはじめた1999年以降も、保護者会運営の学童保育は、「子どもをまんなかにして保護者と指導員が手を取りあって子育てをする」学童保育の理念を大切に、運営をつづけてきました。

そのようななか、当会は、学童保育のさらなる発展のため、保護者会が運営する学童保育所7か所の保護者と指導員によって2008年5月に結成されました。指導員の雇用業務と研修事業、合同イベントの開催、学童保育に関する情報の交換と共有など、子どもの放課後や学校休業日のゆたかな生活保障をねがい日々活動しています。

さらに、2013年度からは、あおぞら（矢作東）、風の子（根石）、たけのこ（羽根・小豆坂）、つくし（広幡・連尺・愛宕）、なかよし（上地・岡崎）の5クラブを一括して運営する取り組みをはじめました。2017年度からは、あそびばクラブ（大樹寺）も加わりました。これまで各クラブの保護者が担ってきた、運営・雇用・行政対応などをNPO法人岡崎がくどうの会にまとめることで、各クラブの保護者の負担をへらし、クラブ運営の安定化を図ることを目的としています。

しかしながら、岡崎市の学童保育を取り巻く状況は、残念ながら民間の力だけでは改善・拡充することがむずかしい問題も山積しております。

そこで私たちは、別紙のとおり、「岡崎市の学童保育の発展を求める提言および要望」を提出することといたしました。次世代を担う子どもたちが心身ともにすこやかにそだち、学童保育を現在必要とし、今後必要とするすべての子どもと保護者に安全かつ充実した学童保育が実施されるよう、次の項目を提言・要望いたします。

1. 学童保育の待機児童をゼロにするために

学童保育は、就労家庭の増加はもちろん、児童福祉法の改正（2015年4月）による入所要件の拡大（小学6年生まで）であったり、子どもたちをめぐる治安の悪化であったり、国のさまざまな施策の拡充により、今後のニーズは少子化に反比例して確実に増加します。

岡崎市の待機児童数は、この10年間で、以下にしめすように、依然として多くの児童が待機を余儀なくされています。本来は学童保育を必要とする家庭でも学区こどもの家の「かばん下校」を余儀なくされているケースもあります。

年度	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013
人数	129	123	114	103	124	242	174	183	91	48

※2020年は7月1日現在。ほかは5月1日現在。

岡崎市の登録児童数は、この10年間で、以下にしめすように、コロナ禍の影響はあるものの、着実に増加しています。

年度	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013
人数	3,180	3,014	3,056	3,067	2,825	2,646	2,361	2,213	2,091	2,093

登録児童数の増加は、公立と民間のか所数が増えた結果ではありますが、それでも待機児童数が減少しないのは、学童保育のニーズに対する受け皿が追いついていないことの証左とも言えます。

学童保育を必要とするすべての家庭がかならず学童保育に入所できるよう、岡崎市には、公的責任として、今後も確実に増加する児童数を見越した、受け入れ児童数の拡大という抜本的な対応を求めますが、当会としても、その理念である「岡崎市の子どもたちが安心・安全に放課後をすごし、生きる力を育てていく」のもとに、受け入れ児童数の拡大と待機児童の解消に尽力してまいります。

《回答》

待機児童の解消は喫緊の課題であると認識しており、本年度、学校施設の活用により、新たに1支援の児童育成センターを整備し、令和5年4月に定員を増加する民間児童クラブと合わせて125名の受入増となる予定です。今後も更なる受入数の増に努めることはもちろん、公民が協力し、放課後児童健全育成事業を効果的に実施するため、岡崎市放課後児童クラブ等子どもの居場所拡充検討委員会を設置し民間放課後児童クラブの事業者からもご意見をお伺いしています。市内民間事業者の中で最大規模である貴法人におかれましても、放課後児童健全育成事業の推進により一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

2. 学童保育所風の子クラブの分割にむけて

2022年1月現在、根石学区の学童保育所風の子クラブでは、85名の児童の登録（日額制をふくむ）があります（支援の単位数2クラス）。

2015年4月に現在の施設に移転し、児童数に対する専用区画の面積（生活スペース）の拡大を図りましたが（当時の児童数は59名）、その後の児童数の増加にともない、生活スペースが狭小となりました。「岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に示されているように、児童1人につき、おおむね1.65平米以上を確保することも必要です。

そこで当会では、施設の分割にむけて、保護者会の協力も得ながら、問題解決に向けて取り組み、2022年2月から、風の子クラブを第1と第2にわけて、定員の拡大を図りながら運営しているところですが、自助努力だけでは限界を感じるところであります。

分割にともなう補助金の確保もふくめ、当事者である当会と行政の協力・協働を要望します。

《回答》

根石学区の風の子クラブにおいては、本年度、放課後子ども環境整備事業を活用し、利用者数の増加及び放課後児童の育成環境改善を図るため、既存施設の近くで新たな施設を開所していただきました。引き続き、子ども・子育て交付金を活用しながら、貴法人の運営の安定化が図れるよう、予算の確保に努めてまいります。

3. 民間児童クラブ利用者育成料補助金の拡大

児童育成センターと民間学童保育所の保育料格差是正のため、2005年度より民間児童クラブ利用者育成料補助金が各保護者に交付されています（2022年度は1,800円/月）。

当会は、6クラブを一括運営することで、各クラブの保育料の減額も図り、2013年度からは、各クラブの保育料を12,000円/月と減額することができました。それでも、児童育成センターの育成料7,000円/月と比較して、いまだにかなりの格差があります。

同じ岡崎市内に在住しているにもかかわらず、公民の差により保育料にこれほどの差ができることは、是正すべきですし、公立でも民間でも子どもたちは等しく同じように学童保育を利用できなければならないと考えます。それは働く保護者にとっても同じです。

当会といたしましても、月額保育料の減額について、さらに検討を重ねるべきと考えておりますが、最低賃金や消費税や物価などの上昇もあり、月額保育料を減額することはかなり難しい状況であります。

愛知県内には、同じような補助金を独自施策として支給している自治体があります。

自治体	独自施策事業名	補助の算定基準
名古屋市	ひとり親家庭 減免助成	ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免額の 2/3 を補助（限度額：8,000 円／人）
豊橋市	民営児童クラブ 利用料助成事業	母子父子世帯等の利用料を上限 7,000 円、きょうだい利用の 2 人目を上限 2,000 円、3 人目以降を上限 5,000 円助成
半田市	入所児童奨励費 補助	世帯の課税状況別及び多子世帯に対する保育料の減免を行う。 世帯の課税状況により 1 年生から 4 年生までの第 1 子目に 3,000 円から 9,000 円の減免及び多子世帯には 2 人目以降 1 人当たり上限 9,000 円を補助
春日井市	春日井市 放課後児童 健全育成事業 利用費補助	(1) 生活保護法の規定に基づく保護又は学校教育法の規定に基づく援助を受けている者：1 年につき、児童 1 人につき支払った各月の費用の額からそれぞれ 3,000 円を差し引いた額（その額が、12,000 円を超えるときは、12,000 円とする。）の合計額 (2) (1) 以外の者：1 年につき、児童 1 人につき支払った各月の費用の額からそれぞれ 9,000 円を差し引いた額（その額が 6,000 円を超えるときは、6,000 円とする。）の合計額
安城市	民間児童クラブ 保育料補助	民間と公立の差額の 1/2 補助、上限 2,500 円／1 月

愛知学童保育連絡協議会『あいちの学童保育情報ハンドブック 2021 年度版』より

以上のことから、民間児童クラブ利用者育成料補助金の増額による公私間の格差是正、もしくは現行制度にかわる新たな格差是正を、引き続き、提言・要望いたします。

《回答》

貴法人におかれましては一体型運営等の運営効率化による利用者負担軽減に御尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

本市は、国制度に基づき「放課後児童健全育成事業費補助金」の交付水準を着実に引き上げてきたことに加え、市独自の制度として「民間児童クラブ利用者育成料補助金（以下「育成料補助金」。）を交付しています。育成料補助金につきましては生活保護法又は児童扶養手当法による支給を受けている世帯への特例措置等が設けられ、より支援が必要な保護者に対応する内容となっています。

民間の児童クラブにつきましては、事業者の理念や方針に基づき、職員の体制や施設の維持管理等の運営内容を決定し、利用者負担金を定めているものと認識しており、児童育成センターにおいても同様に、利用者負担金と運営内容のバランスを勘案して現在の体系としております。

したがって、公民の児童クラブにおける利用者負担金の比較にあたっては、それぞれが提供するサービス内容の相違点にも留意する必要があります。なお、実質的に民間児童クラブしか選択肢がない学区の場合の平等性の確保は課題であるとの認識を持っているため、引き続き検討を進めたいと考えています。